

<京銀 IC キャッシュカード規定の新旧対照表>

改定前	改定後
<p>第1条～第4条<省略></p> <p>5. 指静脈情報の利用範囲</p> <p>(1) 登録済 IC カードにより、当行または提携先所定の指静脈認証対応機を使用して、預金の払戻し、第4条第2項に定める指静脈情報の登録その他当行所定の取引(以下「払戻し等」といいます。)をする場合には、指静脈認証による本人確認を行います。</p> <p>(2) その他当行が必要と認めた場合は、指静脈認証による本人確認を行います。</p> <p>6. 暗証・指静脈情報の照合等</p> <p>(1) 当行は、自動機の操作の際に使用された IC カードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。</p> <p>(2) 登録済 IC カードが指静脈認証対応機で使用された場合には、当行は前項によらず、指静脈情報について当行または提携先所定の機器によって同一性が認定され、かつ指静脈認証対応機の操作の際に使用された登録済 IC カードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合における1回および1日あたりの払戻し等は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。ただし、京銀キャッシュカード規定第8条(RICHカードの場合は、京銀RICHカード規定第8条)に定める支払限度額の制限は受けません。</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項の場合、ICカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、京銀キャッシュカード規定第15条、第16条(RICHカードの場合は、京銀RICHカード規定第15条、第16条)に定める場合を除き、当行および提携先は責任を負いません。</p> <p>第7条～第13条<省略></p> <p>【個人情報保護法関連条項】</p> <p>京銀 IC キャッシュカード(以下「ICカード」といいます。)の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のため</p>	<p>第1条～第4条<省略、改定前通り></p> <p>5. 指静脈情報の利用範囲</p> <p>(1) 登録済 IC カードにより、当行または提携先所定の指静脈認証対応機を使用して、預金の払戻し、第4条第2項に定める指静脈情報の登録その他当行所定の取引(以下「払戻し等」といいます。)をする場合には、指静脈認証による本人確認を行います。</p> <p>(2) その他、登録済 IC カードにより、当行本支店の窓口において、<u>払戻し等の手続きを行う場合には、当行所定の機器を使用して指静脈認証による本人確認を行います。</u></p> <p>6. 暗証・指静脈情報の照合等</p> <p>(1) 当行は、自動機の操作の際に使用された IC カードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。</p> <p>(2) 登録済 IC カードが指静脈認証対応機で使用された場合には、当行は前項によらず、指静脈情報について当行または提携先所定の機器によって同一性が認定され、かつ指静脈認証対応機の操作の際に使用された登録済 IC カードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合における1回および1日あたりの払戻し等は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。ただし、京銀キャッシュカード規定第8条(RICHカードの場合は、京銀RICHカード規定第8条)に定める支払限度額の制限は受けません。</p> <p>(3) <u>登録済 IC カードが当行本支店の窓口の当行所定の機器で使用された場合は、当行は前2項によらず、指静脈情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ使用された登録済 IC カードが、当行が本人に交付したカードであることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合は払戻請求書等の届出書類への記名押印を省略できるものとします。</u></p> <p>(4) 前3項の場合、ICカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、京銀キャッシュカード規定第15条、第16条(RICHカードの場合は、京銀RICHカード規定第15条、第16条)に定める場合を除き、当行および提携先は責任を負いません。</p> <p>第7条～第13条<省略、改定前通り></p> <p>【個人情報保護法関連条項】</p> <p>京銀 IC キャッシュカード(以下「ICカード」といいます。)の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のため</p>

改定前	改定後
<p>に IC カード上の IC チップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意します。</p> <p>(1) 指静脈情報は、当行または当行がオンライン現金自動預金機・現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンと IC チップに登録・保管した指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。</p> <p>(2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。</p> <p>IC チップに指静脈情報が登録された IC カードにより、当行または提携先所定の指静脈認証機能付の現金自動預入払出兼用機(現金自動支払機を含みます。)を使用して、預金の払戻しその他当行所定の取引をする場合</p> <p>その他、当行が必要と認めた場合(ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限ります。)</p>	<p>に IC カード上の IC チップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意するものとします。</p> <p>(1) 指静脈情報は、当行または当行がオンライン現金自動預金機・現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンと IC チップに登録・保管した指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることを確認する手段ならびに申込、届出等の意思を確認する手段として使用します。</p> <p>(2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。</p> <p>IC チップに指静脈情報が登録された IC カード(以下「登録済 IC カード」といいます。)により、当行または提携先所定の指静脈認証機能付の現金自動預入払出兼用機(現金自動支払機を含みます。)を使用して、預金の払戻しその他当行所定の取引をする場合</p> <p>その他、登録済 IC カードにより、当行本支店の窓口において、<u>当行所定の機器を使用して、払戻し等をする場合</u>(ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限ります。)</p>

(平成 26 年 4 月 21 日)